



【訪問看護】

**看護体制強化加算
算定のガイドブック**

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 看護体制強化加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 看護体制強化加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- 看護体制強化加算の算定要件・・・・・・・・・・ 6～7
- 看護体制強化加算を算定するまでの流れ・・・・・・・・ 8～10
- 看護体制強化加算の留意点・・・・・・・・・・ 11
- 看護体制強化加算のQ&A・・・・・・・・・・ 12～17

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は、看護体制強化加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



看護体制強化加算とは？

看護体制強化加算は、在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算を一定割合以上算定していることを評価する加算として、平成27年度の介護報酬改定にて創設された加算です。

そして、令和3年度の介護報酬改定では、医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整える観点や訪問看護の機能強化を図る観点から、単位数と算定要件について見直しが行われています。

令和元年12月時点では、看護体制強化加算（Ⅰ）が『2.6%』、看護体制強化加算（Ⅱ）が『4.7%』と、「特別管理加算の対象となる利用者が少ない」という理由から算定率が低い状態でしたが、算定要件のうち『特別管理加算の利用者の率』の見直しが行われたことで、算定することが可能となる事業所が増えることが予測されています。

令和3年度の改定の内容も含め、単位数、算定要件をしっかりと把握し、加算の算定要件を満たすための取り組みを進めましょう。

看護体制強化加算の単位数

加算の種類	単位数
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位/月
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位/月

【参考】

- 看護体制強化加算（Ⅰ）を算定し、利用者が月に50人いる場合
 $50人 \times 550単位 \times @10円 \Rightarrow 1月あたり27万5千円$
- 看護体制強化加算（Ⅱ）を算定し、利用者が月に50人いる場合
 $50人 \times 200単位 \times @10円 \Rightarrow 1月あたり10万円$

看護体制強化加算の算定要件

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)
前6月間の 緊急時訪問看護加算 を算定した利用者の割合が 50% 以上	○	○
前6月間の 特別管理加算 を算定した利用者の割合が 20% 以上	○	○
前12月間の ターミナルケア加算 を算定した利用者が一定数以上	5人以上	1人以上
指定訪問看護ステーションの場合、看護職員の占める割合が60%以上(※)	○	○
体制を整備し、都道府県知事に届出を行う	○	○
看護師等が利用者、その家族へ説明して、同意を得ること	○	○

※「指定訪問看護ステーションの場合、看護職員の占める割合が60%以上」の要件は、**令和5年4月1日**から施行される算定要件となっています。

看護体制強化加算の算定要件

利用者の割合の計算方法

利用者の割合の計算式

加算を算定した実利用者数

$$\frac{\text{加算を算定した実利用者数}}{\text{実利用者数の総数}} \Rightarrow \text{緊急時訪問看護加算、特別管理加算についてそれぞれ算定}$$

計算における留意点

- 実利用者数は、前6月間において、当該事業所を2回以上利用した利用者、当該加算を2回以上算定した利用者でも、『1名』として数えます。
- 実利用者には、現に利用していない利用者も含めます。
- 加算算定開始後も、毎月継続的に定められた割合を超えてはいけません。
(ターミナルケア加算を算定した利用者数についても同じ。)

看護体制強化加算を算定するまでの流れ

①利用者の割合・人数を満たす

- 前6月間の緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上。
- 前6月間の特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上。
- 前12月間のターミナルケア加算を算定した利用者が一定数以上。



②所轄官庁へ届出

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 看護体制強化加算に係る届出書



③利用者・家族への説明

- 利用者やその家族へ説明し、同意を得ます。

看護体制強化加算を算定するまでの流れ

看護体制強化加算に係る届出書

『看護体制強化加算に係る届出書』には、算定要件である

- 前6月間の緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合（50%以上）
- 前6月間の特別管理加算を算定した利用者の割合（20%以上）
- 前12月間のターミナルケア加算を算定した利用者（5人以上or1人以上）

の算定根拠を記載することになります。

また、加算の届出は（Ⅰ）または（Ⅱ）を選択し、届出することになります。

(別紙8-2)

年 月 日

看護体制強化加算に係る届出書 ((介護予防)訪問看護事業所)

○ 訪問看護事業所

事業所名	異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
事業所名	1 看護体制強化加算(Ⅰ)	2 看護体制強化加算(Ⅱ)		

1 緊急時訪問看護加算の算定状況	① 前6か月間の実利用者数の総数	人	①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	② ①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
2 特別管理加算の算定状況	① 前6か月間の実利用者数の総数	人	①に占める ②の割合が 20%以上	有・無
	② ①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		
3 ターミナルケア加算の算定状況	① 前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人		有・無
		→ 1人以上(加算Ⅱ) → 5人以上(加算Ⅰ)		有・無
4 看護職員の割合(R5.4.1以降)	① 指定訪問看護を提供する従業員数(常勤換算法)	人	①に占める ②の割合が 60%以上	有・無
	② ①のうち看護職員の数(常勤換算法)	人		

※埼玉県 看護体制強化加算に係る届出書より引用

看護体制強化加算を算定するまでの流れ

利用者・家族への説明

加算については、重要事項説明書にその内容を記載し、利用者またはその家族へ説明し、同意を得なくてはなりません。

【重要事項説明書の記載例】

加算	単位数	算定回数等
緊急時訪問看護加算	〇〇単位	1月に1回
特別管理加算	〇〇単位	1月に1回
ターミナルケア加算	〇〇単位	死亡月に1回
複数名訪問看護加算	〇〇単位	1回当たり（30分未満）
	〇〇単位	1回当たり（30分以上）
長時間訪問看護加算	〇〇単位	1回当たり
看護体制強化加算	〇〇単位	1月に1回

看護体制強化加算の留意点

- 医療機関との連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましいとされています。
- 「従業者の総数のうち看護職員の占める割合が60%以上であること」の要件は、令和5年4月1日に施行されますが、令和5年3月末日時点で看護体制強化加算を算定している事業所であって、急な看護職員の退職等により看護職員60%以上の要件を満たせなくなった場合においては、所轄官庁へ定期的に採用計画を提出することで、採用がなされるまでの間、要件の猶予が設けられる予定です。

看護体制強化加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問11

Q.

看護体制強化加算に係る経過措置について、令和5年4月1日以後に「看護職員の離職等」により基準に適合しなくなった場合の経過措置で、看護職員の採用に関する計画について具体的な様式は定められているのか。

A.

様式は定めていない。

看護体制強化加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) 令和3年4月9日 問1

Q.

看護体制強化加算に係る経過措置について、令和5年4月1日以後に「看護職員の離職等」により基準に適合しなくなった場合の経過措置が示されているが、看護職員の離職以外にどのようなものが含まれるのか。

A.

看護職員の離職以外に、看護職員の病休、産前産後休業、育児・介護休業又は母性健康管理措置としての休業を取得した場合が含まれる。

看護体制強化加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問9

Q.

看護体制強化加算の要件として、「医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。」ことが示されたが、具体的にはどのような取組が含まれるのか。

A.

当該要件の主旨は、看護体制強化加算の届出事業所においては、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みが期待されるものとして示されたものであり、例えば、訪問看護ステーション及び医療機関の訪問看護事業所間において相互の研修や実習等の受入、地域の医療・介護人材育成のための取組等、地域の実情に応じた積極的な取組が含まれるものである。

看護体制強化加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問10

Q.

留意事項通知における「前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること」とは、例えば、1～6月にかけて継続して利用している利用者Aは1人、1月に利用が終了した利用者Bも1人と数えるということが良いか。

A.

貴見のとおりである。具体的には下表を参照のこと。

例) 特別管理加算を算定した実利用者の割合の算出方法

【サービス提供状況】7月に看護体制強化加算を算定

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
利用者A	○	○	○	○	○	○
利用者B	◎ (Ⅰ)					
利用者C			○	(入院等)	(入院等)	◎ (Ⅱ)

「○」指定訪問看護の提供が1回以上あった月

「◎」特別管理加算を算定した月

【算出方法】

①前6月間の実利用者の総数=3

②①のうち特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定した実利用者数=2

→①に占める②の割合=2/3≧30%・・・算定要件を満たす

看護体制強化加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問11

Q.
仮に、7月に算定を開始する場合、届出の内容及び期日はどうなるのか。

A.
看護体制強化加算の算定にあたっては「算定日が属する月の前6月間」において特別管理加算及び緊急時訪問看護加算を算定した実利用者の割合を算出する必要がある。
仮に、7月に算定を開始する場合は、6月15日以前に届出を提出する必要があるため、6月分は見込みとして1月・2月・3月・4月・5月・6月の6月間の割合を算出することとなる。
なお、6月分を見込みとして届出を提出した後に、加算が算定されなくなる状況が生じた場合には、速やかにその旨を届出すること。

看護体制強化加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問14

Q.

1つの訪問看護事業所で看護体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を同時に届出することはできないが、例えば、加算（Ⅱ）を届出している事業所が、加算（Ⅰ）を新たにする場合には、変更届けの提出が必要ということでしょうか。

A.

貴見のとおりである。